

【特定事業者】

大東建託株式会社

本件賃貸人から賃借した駐車場等の「賃料」を税込価格で定める。



税込転貸賃料^(注1)から運営管理費等^(注2)を差し引いた額を本件オーナーに支払う「借上賃料」として税込価格で定める。

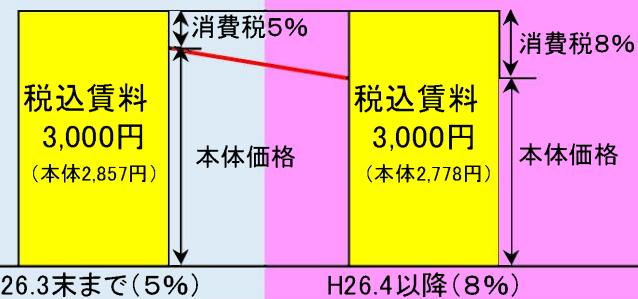
(注1) 税込転貸賃料：大東建託パートナーズが本件オーナーから駐車場等を賃借し、これを利用者に転貸する際の賃料

(注2) 運営管理費等：大東建託パートナーズの運営管理等に係る費用

※違反行為※

本件賃貸人に対し、平成26年4月分以後も消費税率引上げ分を上乗せせずに賃料を支払った。

(例)



本件オーナーに対し、平成26年4月分以後の借上賃料を、消費税率引上げ前の額よりも低い額で支払った。

(例)



※1 運営管理費は、H26.4以降、消費税率引上げ分増額（本例に記載した運営管理費等の額は例示であって、実際の額とは異なる。）

本件賃貸人（約140名）

本件オーナー（約3万名）

【特定供給事業者】

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

- 大東建託は、駐車場等の賃料を平成26年4月分に遡って速やかに、消費税率引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を支払うこと
- 大東建託パートナーズは、借上賃料を平成26年4月分に遡って速やかに、消費税率引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該額と実際に支払った額との差額を支払うことなど

※勧告の内容※

